

退職等年金給付積立金に関する管理運用の方針

(平成27年10月1日制定)

(令和2年3月31日改正)

(令和7年3月31日改正)

(令和8年3月31日最終改正)

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第112条の10第1項の規定に基づき、地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、退職等年金給付積立金の管理及び運用（退職等年金給付調整積立金の管理及び運用並びに組合（法第27条第2項に規定する構成組合を除く。以下同じ。）及び市町村連合会の退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理をいう。以下同じ。）が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、管理及び運用の方針（以下「管理運用の方針」という。）を次のとおり定める。

I 退職等年金給付積立金の管理及び運用の基本的な方針

法第112条の10第2項第1号に掲げる基本的な方針について、以下のとおり定める。

1. 退職等年金給付積立金に関する基本的な方針

連合会は、退職等年金給付積立金の管理及び運用を次のとおり長期的な観点から安全かつ効率的に行う。

(1) 基本的な方針

連合会は、退職等年金給付調整積立金及び退職等年金給付組合積立金（以下「退職等年金給付積立金」という。）の運用について、国債利回り等に連動する形で給付水準を決めるキャッシュバランス型年金の特性を踏まえ、退職等年金給付事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、退職等年金給付積立金の管理及び運用を行う。

(2) 地方公務員共済資金運用委員会の活用

連合会は、経済、金融、資金運用等に学識経験又は実務経験を有する者で構成する地方公務員共済資金運用委員会（以下「資金運用委員会」という。）を設置する。

連合会は、管理運用の方針の策定、変更等退職等年金給付積立金の管理及び運用に係る専門的事項を検討する場合には、資金運用委員会の専門的な知見を活用する。

(3) 運用力強化のための取組

「アセットオーナー・プリンシプル」（令和6年8月28日内閣官房策定）の内容を踏まえつつ、連合会は、社会経済環境の変化等に対応し、受託者責任と市場等の発展について求められる役割を果たすために、運用力の強化や運用体制の充実に不断に取り組む。加えて、各管理運用機関（組合、市町村連合会及び連合会をいう。以下同じ。）の運用に係る知見や能力の向上に繋がるよう、管理運用機関相互の協力・連携を推進する。

2. 退職等年金給付組合積立金等に関する基本的な方針

退職等年金給付積立金の適切な管理及び運用を行うため、管理運用機関は、次のとおりそれぞれの退職等年金給付組合積立金又は退職等年金給付調整積立金（以下「退職等年金給付組合積立金等」という。）を適切に管理し、及び運用する。

(1) 基本的な方針

管理運用機関は、退職等年金給付組合積立金等の運用について、国債利回り等に連動する形で給付水準を決めるキャッシュバランス型年金の特性を踏まえ、退職等年金給付事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、管理運用機関は、基本ポートフォリオを策定し、退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用を行う。

管理運用機関は、退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用が適切になされるよう、管理運用の方針に適合するように、退職等年金給付組合積立金等の資産構成に関する事項等を記載した退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用に係る基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定め、公表するとともに、管理運用機関（連合会を除く。）はこれを連合会に送付する。また、管理運用機関は、管理運用の方針が変更されたとき、その他必要があると認めるときは、基本方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更し、公表するとともに、管理運用機関（連合会を除く。）はこれを連合会に送付する。

管理運用機関は、毎年度の資金運用の具体的な計画を作成し、当該計画に基づいた運用を行う。また、管理運用機関（連合会を除く。）は、当該計画を連合会に送付する。

連合会は、他の管理運用機関から運用報告書（法第112条の13第1項に規定する「運用報告書」をいう。）の提出を受けるとともに、他の管理運用機関に対し、退職等年金給付組合積立金の管理及び運用の状況について報告を求めることができる。

また、連合会は、他の管理運用機関の退職等年金給付組合積立金の管理及び運用の状況が管理運用の方針に適合しないと認めるときは、当該管理運用機関に対し、当該退職等年金給付組合積立金の管理及び運用の状況を管理運用の方針に適合させるために必要な措置を求めるものとする。

(2) 管理運用機関の有識者会議の活用

管理運用機関は、経済、金融、資金運用等の学識経験又は実務経験を有する者で構成する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

管理運用機関は、基本方針の策定、変更等退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用に係る専門的事項を検討する場合には、有識者会議の専門的な知見を活用する。

(3) 「アセットオーナー・プリンシプル」を踏まえた取組

管理運用機関は、それぞれ「アセットオーナー・プリンシプル」を受け入れていることから、これを踏まえた取組を自主的に検討する。

(4) 合同運用

管理運用機関（連合会を除く。）は、退職等年金給付組合積立金を連合会に預託して運用することができる。

連合会は、管理運用機関（連合会を除く。）から退職等年金給付組合積立金を預託された場合は、連合会が別に定める預託金の管理及び運用の方針に則し、適切に管理及び運用を行う。

II 退職等年金給付積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

法第112条の10第2項第2号に掲げる遵守すべき事項について、以下のとおり定める。

1. 受託者責任の徹底

管理運用機関は、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。

2. 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

管理運用機関は、それぞれの退職等年金給付組合積立金等の運用に当たって、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを被ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。

3. ESGを考慮した投資

管理運用機関は、退職等年金給付組合積立金等の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、組合員の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する。

4. インパクトを考慮した投資

管理運用機関は、組合員の利益のために長期的な収益確保を図る観点から、非財務的要素の一つとして、投資先の事業内容がもたらす社会・環境的効果（インパクト）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する。

5. 連合会と国家公務員共済組合連合会との連携

連合会は、国家公務員共済組合連合会に対して必要な情報の提供を行うなど、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

6. 連合会と他の管理運用機関との協力・連携

連合会は、他の管理運用機関に対して、積立金の管理及び運用に関する技術的及び専門的な知識、資料等の提供を行うとともに、他の管理運用機関が実施した調査研究等の取組を把握し、把握した情報について適宜に情報提供を行うなど、他の管理運用機関との情報交換及び連絡調整を行う。

また、連合会及び他の管理運用機関は、退職等年金給付組合積立金等の運用に係る業務の実施に関して、必要な情報提供を行うなど、相互に連携を図りながら協力する。

III 退職等年金給付積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

法第112条の10第2項第3号に掲げる長期的な観点からの資産の構成に関する事項について、以下のとおり定める。

1. 運用の目標

キャッシュバランス型年金という特性を有する退職等年金給付積立金の運用は、必要

となる積立金の運用利回り（予定利率（地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第28条第5項に規定する予定利率をいう。以下同じ。）とする。）を最低限のリスクで確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

2. 基本ポートフォリオの基本的な考え方

基本ポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定する。

連合会は、基本ポートフォリオの設定について、資金運用委員会の審議を経て運営審議会（法第38条の4第1項に規定する運営審議会をいう。以下同じ。）に報告する。

3. 基本ポートフォリオの資産区分及び資産構成割合

基本ポートフォリオの資産構成割合を次のとおり定める。

資 産	国内債券
資産構成割合	100%

（注） 給付等への対応のために必要な限度で、短期資産を保有することができる。

短期資産又は不動産若しくは貸付金（地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第16条の2第1項第10号（同令第20条及び第21条の3において準用する場合を含む。）の不動産又は同項第11号及び第12号（これらの規定を同令第20条及び第21条の3において準用する場合を含む。）に掲げる貸付に係る貸付金をいう。）は、国内債券に区分する。

4. 基本ポートフォリオの見直し

連合会は、市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、定期的に、直近の運用利回りが達成すべき基準利率（法第77条第3項に規定する基準利率をいい、財政再計算（法第113条第1項後段に規定する再計算をいう。）により加算することとされた加算率がある場合には当該加算率を加算する前の基準利率と、控除することとされた控除率がある場合には当該控除率を控除する前の基準利率とする。以下同じ。）を満たしていることを確認することなどにより、基本ポートフォリオの検証を行うほか、設定時に想定した運用環境が現実から乖離しているなど必要があると認める場合には、基本ポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、見直しを行う。基本ポートフォリオの見直しに当たっては、資金運用委員会の審議を経て運営審議会に報告する。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成割合をいう。以下同じ。）を設定する。

5. リスク管理

連合会は、他の管理運用機関からの報告に基づき、退職等年金給付積立金の管理及び運用を行うとともに、資産全体、管理運用機関及び各資産の運用状況のリスク管理について、次の方法により適切に行う。これらのリスク管理については、その実施方針について資金運用委員会の審議を経て運営審議会に報告するとともに、リスク管理の状況については、適時に運営審議会及び資金運用委員会に報告を行う。

ア 資産全体

連合会は、ポートフォリオを適切に管理するため、退職等年金給付積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握する。

また、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに必要となる積立金の運用利回りとの乖離要因の分析等を行う。

イ 管理運用機関

連合会は、他の管理運用機関の資産構成割合と当該管理運用機関の基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握する。

また、他の管理運用機関のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価、必要となる積立金の運用利回りとの乖離要因の分析等を行う。

ウ 各資産

連合会は、各資産に係る市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。

IV 管理運用機関がそれぞれの退職等年金給付組合積立金等について長期的な観点から資産の構成を定めるに当たって遵守すべき基準

法第112条の10第2項第4号に掲げる遵守すべき基準について、以下のとおり定める。

1. 運用の目標

キャッシュバランス型年金という特性を有する退職等年金給付組合積立金等の運用は、必要となる積立金の運用利回り（予定利率とする。）を最低限のリスクで確保するよう、管理運用機関において基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

2. 基本ポートフォリオの基本的な考え方

管理運用機関は、Ⅲの3で規定する退職等年金給付積立金の基本ポートフォリオの資産構成割合で、基本方針の基本ポートフォリオを設定する。その際、有識者会議の審議を経て運営審議会等（運営審議会並びに法第6条の規定により管理運用機関に設置される運営審議会及び組合会並びに法第30条第1項に規定する総会をいう。以下同じ。）に報告する。

3. 基本ポートフォリオの見直し

管理運用機関は、市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、定期的に、直近の運用利回りが達成すべき基準利率を満たしていることを確認することなどにより、基本ポートフォリオの検証を行うほか、設定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認める場合には、Ⅲの4で規定する基本ポートフォリオの見直しを経た上で、基本ポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、見直しを行う。基本ポートフォリオの見直しに当たっては、有識者会議の審議を経て運営審議会等に報告する。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオを設定することができる。

4. 年金給付等のための流動性の確保

管理運用機関は、年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動

性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

5. リスク管理

管理運用機関は、退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。

また、退職等年金給付組合積立金等について、自家運用及び資産管理機関への委託により管理及び運用を行うとともに、資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、自家運用及び各資産管理機関について、次の方法によりリスク管理を行う。これらのリスク管理については、その実施方針について有識者会議の審議を経て運営審議会等に報告するとともに、リスク管理の状況については、適時に運営審議会等及び有識者会議に報告を行う。

ア 資産全体

管理運用機関は、ポートフォリオを適切に管理するため、退職等年金給付組合積立金等の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

また、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに必要な積立金の運用利回りとの乖離要因の分析等を行う。

イ 各資産

管理運用機関は、各資産に係る市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。

ウ 自家運用

管理運用機関は、運用に関するガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認するなど、適切に管理する。

エ 各資産管理機関

管理運用機関は、各資産管理機関に対し資産管理に関するガイドラインを示し、各機関の資産管理状況や資産管理体制の変更等を把握し、各機関の信用リスク等について、適切に管理する。

また、資産管理機関における安定的な運営状況を継続的に注視する。

6. 運用手法

管理運用機関は、原則として、給付対応等で必要な短期資産を除く全額を国内債券に投資し、それを満期まで持ち切る運用を行う（ただし、給付対応等で満期まで持ち切ることができない場合を除く。）。その際、国内債券の種類や償還年限を適切に選択することにより、リスクの抑制に努めた上で、収益率を高めるよう努めることとする。

この場合、運用コストの低減の観点から、自家運用を原則とする。

V その他退職等年金給付積立金の管理及び運用に関し必要な事項

法第112条の10第2項第5号に掲げる事項について、以下のとおり定める。

1. 透明性の向上

(1) 連合会

連合会は、退職等年金給付積立金の管理及び運用に関して、各年度の運用収益やリスクなど管理及び運用実績の状況等について、毎年1回ホームページ等で迅速に公表する。
また、各四半期の運用収益の状況等について、四半期ごとにホームページ等で迅速に公表する。

公開する資料について、より一層分かりやすいように工夫するなどその充実を図る。
これらの公表については、適時に運営審議会及び資金運用委員会に報告を行う。
また、これらの公表に当たっては、市場への影響に留意する。

(2) 管理運用機関

管理運用機関は、退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用に関して、各年度の運用収益やリスクなど管理及び運用実績の状況等について、毎年1回ホームページ等で迅速に公表する。

また、各四半期の運用収益の状況等について、四半期ごとにホームページ等で迅速に公表する。

公開する資料について、より一層分かりやすいように工夫するなどその充実を図る。
これらの公表については、適時に運営審議会等及び有識者会議に報告を行う。
また、これらの公表に当たっては、市場への影響に留意する。

2. 高度で専門的な人材の確保とその活用等

管理運用機関は、必要に応じ、高度で専門的な能力を必要とする業務及びそれに必要とされる専門的能力を精査し、当該能力を有する高度で専門的な人材の確保に努める。

また、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、職員の業務遂行能力の向上を目指す。

専門人材の強化・育成については、適宜、資金運用委員会又は有識者会議にその状況を報告し、その意見を踏まえて、積極的に推進する。

3. リスク管理の強化

(1) 連合会

連合会は、ポートフォリオ全体のリスク管理システムを整備する。

また、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図る。

(2) 管理運用機関

管理運用機関は、それぞれ必要なリスク管理システムを整備する。

また、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど、必要に応じ、高度化を図る。

4. 調査研究業務の充実

管理運用機関が調査研究業務を実施する場合は、シンクタンク等へ委託研究を行うとともに、積立金の管理及び運用に関するノウハウを管理運用機関内に蓄積するため、高度で専門的な人材を含めた管理運用機関の職員が担うことも検討する。また、高度で専門的な人材を採用している場合、その者を活用した内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来にわたって積

立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行うことを検討する。
なお、委託研究を行う場合には、情報漏えい対策を徹底する。

附 則

この管理運用の方針は、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この管理運用の方針は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この管理運用の方針は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この管理運用の方針は、令和8年4月1日から適用する。